

住友信託銀行株式会社（以下「住友信託」という。）は、平成１２年６月２９日に開催された住友信託の定時株主総会における決議のご通知書を、平成１２年６月２９日に、株主あてに発送しました。ここに、皆様のご便宜に供するため、参考としてその内容を掲載します。（なお、末尾の注意書きもご覧下さい。）

平成 12 年 6 月 29 日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号

住友信託銀行株式会社

取締役社長 高 橋 温

定 時 株 主 総 会 決 議 ご 通 知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第 129 期定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 平成 12 年 3 月 31 日現在の貸借対照表並びに第 129 期（平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで）損益計算書及び営業報告書報告の件
本件はその内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 第 129 期利益処分計算書案承認の件

本件は原案のとおり承認可決されました。（利益配当金は 1 株につき 3 円 50 銭と決定いたしました。）

第 2 号議案 取締役 8 名選任の件

本件は飯尾紘治、伊戸富士雄、庄山範行及び水上博和の 4 氏が再選され重任し、新たに吉村洋二、田中 稔、大塚尊彦及び幡部高昭の 4 氏が選任され就任いたしました。

第 3 号議案 監査役 3 名選任の件

本件は山崎明郎氏が再選され重任し、新たに井上雅雄及び田中將博の両氏が選任され就任いたしました。

なお、山崎明郎及び田中將博の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

第 4 号議案 当社取締役、執行役員及び使用人に譲渡するための当社株式取得の件

本件は原案のとおり承認可決され、金融自由化に即した自己変革を進め、企業価値の拡大を図る観点から、取締役、執行役員及び使用人の意欲や士気を高め、当社業績の向上ひいては株主の皆様の利益に資することを目的として、取締役、執行役員及び使用人に当社普通株式を譲渡するため、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式 3,100 千株、取得価額の総額 5,600 百万円を限度として取得することといたしました。

第 5 号議案 故取締役尾方彦三氏に対し弔慰金並びに退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、故取締役尾方彦三氏に対し弔慰金並びに退任取締役岡本好央、渡辺郁二の両氏及び退任監査役松岡宏明、別所弘嗣の両氏に対し退職慰労金を、それぞれ当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

おって同日開催の取締役会において、次のとおり役付取締役が選任され、それぞれ就任いたしました。

取締役副社長 飯 尾 紘 治

専務取締役 伊 戸 富士雄

常務取締役 庄 山 範 行

常務取締役 水 上 博 和

常務取締役 吉 村 洋 二

常務取締役 田 中 稔

常務取締役 大 塚 尊 彦

常務取締役 幡 部 高 昭

また、同日開催の取締役会において、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

副社長執行役員 (取締役副社長を兼務)	飯 尾 紘 治	常務執行役員 (常務取締役を兼務)	幡 部 高 昭
専務執行役員 (専務取締役を兼務)	伊 戸 富士雄	執行役員	二 宮 廣
常務執行役員 (常務取締役を兼務)	庄 山 範 行	執行役員	武 田 正 俊
常務執行役員 (常務取締役を兼務)	水 上 博 和	執行役員	乗 松 順 平
常務執行役員 (常務取締役を兼務)	吉 村 洋 二	執行役員	高 木 剛 史
常務執行役員 (常務取締役を兼務)	田 中 稔	執行役員	谷 中 直 樹
常務執行役員 (常務取締役を兼務)	大 塚 尊 彦	執行役員	渋谷 正 雄

(ご注意)

ここでの情報の提供も、この記載内容のいずれの部分も、有価証券の売買の申込みもしくはその勧誘または投資についての当社の推奨を意味するものではありません。当社及び当社の役員は、この記載内容についての誤り、不明瞭さ、記載もれ、この後の事情の変更、またはこの記載内容のいずれかを信賴したことにより生じうる損害について何らの責任も負いません。